

## 行政書士ADRセンター兵庫 重要事項説明書

行政書士ADRセンター兵庫（以下「当センター」という。）は、裁判外紛争解決手続の利用に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、その業務について法務大臣の認証を受けた機関です。

以下、当センターのご利用に際してお伝えしなければならない大事なことからについて概略をご説明申し上げますが、手続を申し込まれる方およびその相手方で手続に応ずる方には事前にこの書面に基づきより詳しく面談又は電話にてご説明申し上げます。

### 1. 取扱い紛争について

当センターでは、次の分野の紛争を取り扱います。ただし、当センターの規定にもとづきお取り扱いできる紛争かどうかの審査をさせていただきます。

#### (1) 外国人の就労・就学について生じた紛争

(例) 外国人に対する職場のハラスメント

外国人の職場での待遇についての不満

外国人就学者に対するいじめ

外国人就学者の学校に対するクレーム

#### (2) 自転車事故により生じた紛争

(例) 自転車と自転車の衝突

自転車と歩行者との衝突

自転車が引き起こした物損事故

#### (3) 愛護動物（ペット）がもととなって生じた紛争

(例) ペットによる噛みつき、引っかき事故

ペットの医療事故

ペットの血統書をめぐりクレーム

#### (4) 居住用建物の賃貸借に関して生じた紛争

(例) アパート等の退去時の敷金の精算をめぐり紛争

借りていた建物等の原状回復費用の負担割合をめぐり紛争

## 2. 調停人について

- (1) 調停は、弁護士の助言の下に行政書士2名により行います。事案によってはこれに弁護士1名が調停人として参加して行います。
- (2) 行政書士調停人は、兵庫県行政書士会が実施する養成研修を修了し、次の選任基準により適格者として登載された行政書士調停人候補者名簿から、又、弁護士調停人は、兵庫県弁護士会の推薦名簿から選任されます。

### <調停人選任基準（紛争別）>

- 一 外国人の就労・就学について生じた紛争  
出入国管理及び難民認定法施行規則の規定により地方入国管理局長に届出をした本会の会員（行政書士業務歴3年以上の者に限る。）であって、諸外国の宗教、慣習その他の文化的価値観に関する専門的知識を十分に有するものとしてADRセンター運営委員会（以下委員会といいます。）において認めた者
- 二 自転車事故により生じた紛争  
本会の会員（行政書士業務歴3年以上の者に限る。）であって、警察官の職務に従事していた者又はその他自転車事故に関する専門的知識を十分に有するものとして委員会において認めた者
- 三 ペットがもととなって生じた紛争  
本会の会員（行政書士業務歴3年以上の者に限る。）であって、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する動物取扱責任者研修を受けた者若しくは社団法人日本愛玩動物協会により2級以上の愛玩動物飼養管理士として同協会に認定登録されたもの又はこれらと同等程度の知識及び経験を有するものとして委員会において認めた者
- 四 敷金返還や修繕費用をめぐる家主との紛争  
本会の会員（行政書士業務歴3年以上の者に限る。）であって宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引士資格試験に合格した者又はこれと同等程度の知識及び経験を有するものとして委員会において認めた者

- (3) 調停人の選任は、調停が公正なものとなるよう、いずれも事件と何らかの係わりのある者は当センターの基準で除外しますが、利用者側からも特定の調停人について除外を申し立てることができます。

## 3. 利用者が支払う報酬又は費用について

### (1) 申込手数料

申込みされる方は、申込時に1件につき金10,000円（税抜）を指定金融機関への振込にてお支払いをお願いします。（相手方となる方の申込手数料は不要です。）ただし、お申し込みの内容を審査した結果、当センターの規定に基づきお受けできないと決定したときは、一件書類とともに申込手数料をお返しいたします。（振込手数料又は送金料は申込人負担。）

(2) 調停日の手数料

第3回目の調停から、調停の開催日ごとに申込者は、事前に金5,000円(税抜)のお支払いをお願いします。但し、相手方が来ない等の理由で開催できなかったときはお返しいたします。(振込手数料又は送金料は申込人負担)

(3) 出張調停

当センター以外の場所で調停を開催することとなる場合は、あらかじめ以下の費用の納付をお願いします。この場合、後日精算させていただきます。

なお、この出張調停が双方の当事者の希望によるときは、費用の負担はそれぞれの当事者の半額負担もしくは双方の合意で決めた割合の負担をお願いします。

一 調停日1回につき調停人一人あたり3,500円の旅費(日当)。調停人は二人、事案によっては三人となります。

二 調停人の交通費(公共交通機関による実費相当額)

三 調停人の宿泊費(ビジネスホテルシングル宿泊費相当額)

但し、宿泊は現地から調停人が午後10時までにADRセンターへ帰着できない場合に限りです。

(4) 成立手数料

合意が成立したときは、紛争の経済的利益の額(一方から他方へ支払われることとなる金額)をもとにして次の算式に従って計算した金額を、経済的利益を得られた方にお支払いをお願いします。

50万円以下の部分10%

50万円を超え100万円以下の部分8%

100万円を超え300万円以下の部分5%

300万円を超え3,000万円以下の部分1%

3,000万円を超える部分0.5%

(算出された金額はいずれも税込)

(計算例)

AさんからBさんへ70万円支払うことで合意ができたときは、

50万円 50万円×10%で 5万円

20万円 20万円×8%で 1万6千円

合計70万円に対し 成立手数料合計6万6千円となります。

ただし、経済的利益の額の算定が困難なものは、その価額を50万円として計算します。又、解決において経済的利益が発生しなかったときは成立手数料を一律5万円(税込)とし、双方折半でご負担願います。

(5) なお、当事者の経済的事情等により費用を減免できる場合があります。

#### 4. 標準的な手続の流れについて

- (1) 調停手続は、手続実施のお申込み書面を審査の結果、当センター長が適当として受理したときに開始します。
- (2) 申込時に提出する書類は以下のとおりです。ただし、当センターでは下記④代理人及び⑤補佐人の参加を認めるかどうかも含めて受付の審査を行います。
  - ①申込書
  - ②運転免許証等申込者を確認できる書類の写し
  - ③法人であるときは、代表者の資格証明書
  - ④代理人が申込するときは、申込者の委任状と運転免許証等代理人を確認できる書類の写し
  - ⑤補佐人(特定の期日に同席する付添人で当事者の言い分を補助する者)を定めるときは、運転免許証等補佐人を確認できる書類の写し
- (3) 調停は、原則として当事者同席で行います。その上で当センターでは、それぞれの言い分や思いを十分に聞き取り、互いに納得できる内容に至るまでサポート致します。

#### 5. 秘密の取扱い

- (1) 当センターが行う調停は非公開です。ただし、両当事者のご同意が頂ければ当センターが裁判外紛争解決制度に関する研究又は研修の資料として活用するため、終了した調停手続の概要につき、関係者の氏名などが知れないように厳重な秘密の管理の下で印刷物の配布その他の方法により公表させて頂きます。
- (2) 兵庫県行政書士会の役員及びセンター長、副センター長、運営委員、調停人(候補者を含む。)、手続関与弁護士並びにADRセンター事務局職員は、正当な理由なく、事案の内容、調停手続の経緯及び結果その他調停手続に関し知り得た事実を漏らしてはならないことになっており、その職を退いた後も同様となっております。
- (3) 調停についての手続実施記録その他手続に関する関係書類等は、当センター内の鍵付きロッカー又は施錠可能な設備に保管され、又電磁的記録(パソコン等)により保

存する場合には、パスワードを設定してセンター長が管理することになっております。

## 6. 手続の打切りについて

- (1)手続は当事者双方からいつでも取りやめにすることができます。その場合は終了申出書を提出していただきますが、調停日に口頭で申し出られても結構です。
- (2)つぎのいずれかに該当するときは、調停人の判断で手続を終了させることができます。その場合には、当センターから当事者双方に手続を終了させる旨を通知します。
- ①どちらかが正当な理由なしに調停日に合計3回以上欠席したとき
  - ②どちらかが正当な理由なしに調停日に2回以上連続して欠席したとき
  - ③当事者が調停人の指揮に従わないなど調停の実施が困難となったとき
  - ④合意の成立の見込みがないとき

## 7. 合意の成立したときについて

解決に向けて合意が成立したときは、調停人はこれを文書にします。3通作成し、これに双方と調停人が署名し、1通は当センターが保管し、それぞれに直接もしくは郵送にて各1通をお渡しいたします。

## 8. 苦情のお申し出について

当センターでは、皆様のご利用に際しお気づきになりました点をお申し出より誠実に対応致します。申出書も用意しておりますが、電話・FAX・Eメール・書簡等でも承ります。ただし、電話は年末年始・盆休みを除く平日の午前9時より午後5時までにお問い合わせ申し上げます。

電話番号 078-371-8823

FAX 078-371-4715

Eメール [adr@hyogokai.or.jp](mailto:adr@hyogokai.or.jp)

〒住所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階

### ○利用者様へのお願い

本書の説明を担当者からお聞きになったとき、下記のご記入をお願い申し上げます。

( ) 内はどちらかに○印をつけて下さい。

本説明書について、

平成 年 月 日、

(申込予定者である・相手方である)私、(ご姓名) \_\_\_\_\_は、

(来所したとき・電話を受け)、担当者 \_\_\_\_\_から、説明を受け了承しました。